



年金

国民年金保険料の 学生納付特例制度を ご存じですか？

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入し保険料を納めることになっています。学生の方も、国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

学生納付特例制度は、所得が少ない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などにより障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により納付を猶予される制度です。

なお、前年度に学生納付特例の承認を受けていた方も、毎年度、申請が必要です。ご注意ください。

【対象者】

・ 大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校などに在学している学生、生徒

◆年金 ◆介護保険

・ 前年所得が一定額以下の場合（所得の目安141万円以下）

【手続き先】

・ 役場町民課住民係又は社会保険事務所

【必要なもの】

・ 年金手帳
・ 学生証又は在学証明書
・ 印鑑

◆【手続きの簡素化について】

前年度に学生納付特例が承認された方でハガキ様式の申請書が送付された方について、引き続き学生納付特例を申請する場合は、ハガキ様式の申請書に学校名、氏名、住所などを記入のうえ郵便ポストへ投函してください。

【承認されると】

・ 承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間（25年）には算入されますが、年金額には反映されません。
・ 承認期間中のケガや病気などで障害が残ったときは、一定の条件を満たせば障害

◆お知らせ

問い合わせ

松山西社会保険事務所
国民年金保険料課
☎925-5175
役場町民課住民係
☎985-4106

介護保険

介護サービス情報の 公表制度について

介護サービス事業者の情報を提供、サービスの質の確保・向上を目的として、平成18年4月から介護サービス事業者に介護サービス情報の公表が義務付けられています。

詳しくは、県のホームページを参照してください。

http://www.pref.chime.jp/h/20400/kaigohoken/kouhyou/index.htm

問い合わせ

役場介護保険課介護係
☎985-4115